

令和2年2月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和2年2月4日 開会

令和2年2月4日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目次

○会議録 [2月4日(火)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
欠員の番号	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 債権の放棄について	4
日程第5 議案第1号から議案第8号まで一括議題 (令和元年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号) 他7件)	4
日程第6 一般質問	10
追加日程第1 議案第9号 (滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を 求めることについて)	13
閉会	15

令和2年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年2月4日

開会 午後2時30分

閉会 午後3時06分

令和2年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 令和2年2月4日（火曜日）

招集場所 広域連合議会議場

（滋賀県市町村職員研修センター視聴覚教室（ピアザ淡海4階））

会議に出席した議員（17名）

1番	佐藤健司	2番	大久保 貴
3番	藤井勇治	4番	小西 理
5番	山本芳一	6番	宮本和宏
7番	野村昌弘	8番	岩永裕貴
9番	山仲善彰	10番	谷畑英吾
11番	福井正明	12番	小椋正清
13番	平尾道雄	14番	藤澤直広
15番	西田秀治	16番	有村国知
17番	中島政幸		

会議に欠席した議員（1名）

19番 久保久良

欠員（1名） 18番

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	橋川 涉	副広域連合長	伊藤定勉
副広域連合長	松井繁夫	事務局次長	村田 隆
総務企画課長	小西征義	業務課長	稲野善行
会計課長	伊東雄一		

職務のため出席した者の職氏名

書記	井口明洋	書記	林 祐里
----	------	----	------

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 1 号
(債権の放棄について)
- 第 5 議案第 1 号から議案第 8 号
(令和元年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 2 号) 他 7 件)
- 第 6 一般質問
- 追加日程第 1 議案第 9 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて)

会議に付した事件

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 1 号
(債権の放棄について)
- 第 5 議案第 1 号から議案第 8 号
(令和元年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 2 号) 他 7 件)
- 第 6 一般質問
- 追加日程第 1 議案第 9 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて)

議事の経過

開会 午後2時30分

(開会 開議)

○議長(野村昌弘君) ただいまから、令和2年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は、17名、欠席議員は1名。

欠席議員は、久保久良議員であります。

また、甲良町選出の広域連合議員が欠員となっておりますので、ご報告をさせていただきます。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(野村昌弘君) 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第5条第2項の規定により、本職において指定いたします。

佐藤健司議員は1番に指定いたします。

(日程第2)

○議長(野村昌弘君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、4番小西理議員、5番山本芳一議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(野村昌弘君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村昌弘君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長（野村昌弘君） 日程第4、広域連合長から、報告第1号「債権の放棄について」が議会に提出されました。

報告書については、事前に配付したとおりですので、ご了承願います。

(日程第5)

○議長（野村昌弘君） 日程第5、議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（橋川 渉君） はい、議長。

○議長（野村昌弘君） はい、広域連合長。

○広域連合長（橋川 渉君） 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、令和2年2月滋賀県後期高齢者医療 広域連合議会 定例会を開会し、諸案件の審議をお願いするに当たりまして、その概要を説明いたしますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

まず、当広域連合の医療費等の動向について申し上げます。

被保険者数は、令和元年12月末現在18万1,773人であり、制度開始以降、年々増加しております。被保険者数の推移といたしましては、平成31年4月から令和元年12月までの伸び率が、対前年度同期比3.34%の増加であります。当初想定していた伸び率を下回っております。

また、一人当たり医療給付費は、3月診療分から11月診療分までの9カ月の実績で、対前年度同期比0.17%増加と微増したものの、当初想定していた伸び率を大きく下回っております。こうしたことから、医療給付費の伸び率も当初の想定を下回っており、安定した状態で推移しております。

なお、今後につきましては、例年、冬季の医療費は増加する傾向があることに加え、今期も既にインフルエンザの流行期にも入っておりますこと、また、新型コロナウイルスの感染の懸念もありますことから、引き続き、医療費の動向を注意深く見極めるとともに、

適切な財政運営を心掛けてまいりたいと考えております。

次に、第4次広域計画について申し上げます。

広域計画は、地方自治法の規定により作成が義務付けられており、現行の計画が、今年度末に計画期間の終了を迎えることから、第4次広域計画を作成しようとするものでございます。議員各位からのご意見を基に、計画期間をこれまでと同様の4年間とし、基本理念や基本方針は、これまでの計画を踏襲したうえで、今後も引き続き、市町と緊密に連携・協力して保健事業に取組み、高齢者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るとともに、国が示す新たな取組である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業」を実施していく計画を取りまとめたところでございます。

次に、第7期保険料率の改定について申し上げます。

令和2・3年度の第7期保険料率の改定につきましては、市町ならびに県との協議を重ねてまいりました。被保険者の増加や医療の高度化に伴う医療費の上昇に加え、高齢者負担率の引上げや賦課限度額の引上げなど、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増していることを考慮し、高齢者の負担の急増を緩和するとともに、健全な財政運営を確保することを第一義に検討してまいりました。

また、第6期の医療給付費が当初の想定よりも低く推移したことなどから約24億円の剰余金が発生しており、単年度収支均衡の原則及び年度間の公平性の観点から、剰余金全額を財源に繰り入れることとしました。第7期の保険料率としましては、被保険者均等割額は4万5,512円、所得割率は8.7%となり、一人当たり平均保険料は年額7万3,637円で、第6期と比べ5,364円、7.86%上昇での改定としております。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、ご説明いたします。

議案第1号及び議案第2号は、令和元年度の当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算でございます。

まず、議案第1号の一般会計補正予算は、2,197万4千円を増額しようとするものでございます。主な内容としましては、国から交付されます保険者インセンティブ交付金が当初の見込みより増額となることから、国庫支出金を増額いたします。この交付金の一部は、保健事業を実施された市町へ翌年度に保険者努力制度交付金として交付いたします。今回、民生費において増額補正しておりますが、今年度は執行せずに来年度へと繰越

し、令和2年度に該当市町へ交付いたします。その他、事務局運営費や人件費等の執行状況に基づく減額等を実施するものでございます。

なお、保険者インセンティブは、保健事業や医療費適正化の取組を評価対象として、交付金額に反映されるものですが、当広域連合は、130点満点中120点を獲得し、昨年に引き続き全国1位となる見込みでございます。

次に、議案第2号の特別会計補正予算は、27億3,299万4千円を増額しようとするものでございます。先ほど医療費の動向で説明しましたように、医療費は当初の予定を下回る見込みであります。想定外の医療費増が発生した場合の財政リスクを軽減するため、療養給付費国庫負担金等が超過交付されることに伴い、保険給付費の増額を行うほか健康診査事業の減額等、各事業の執行状況に基づく所要の補正を実施するものでございます。

次に、議案第3号の第4次広域計画の作成につきましては、令和2年度から令和5年度の4年間を計画期間とする広域計画を作成しようとするものでございます。

次に、議案第4号は「第7期保険料率設定等に伴う関係条例の改正」でございます。

その改正内容は次の3点でございます。

1点目は、令和2・3年度の第7期保険料率につきまして、所得割率を100分の8.7、被保険者均等割額を4万5,512円と定めるものでございます。

2点目は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、令和2年度から賦課限度額を64万円と定めるとともに、保険料軽減対象の拡大を行うものでございます。

3点目は、広域連合及び市町により、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することについて、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い関係条文の整備をするものでございます。

次に、議案第5号は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が設けられたこと、特別職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任用が厳格化されたことに伴い関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第6号及び議案第7号は、令和2年度の当初予算でございます。

議案第6号の一般会計におきましては、令和2年度当初予算の歳入歳出総額が2億3,852万7千円であり、令和元年度に比べて3,096万6千円、11.5%の減と

なったところでございます。主な内容としましては、今年度に引き続き、市町が実施される健康づくり事業への財政支援を計上するとともに、令和元年度の保険者インセンティブに基づき、令和2年度に市町へ交付する交付金を計上しております。

議案第7号の特別会計におきましては、歳入歳出総額が1,647億1,403万9千円であり、令和元年度に比べて5,977万9千円の微増となったところでございます。主な内容としましては、特別会計の約96%を占める保険給付につきまして、令和元年度の給付見込みに被保険者数の伸びと一人当たり給付費の伸びを見込み1,587億1,174万7千円を計上しており、令和元年度とほぼ同規模となったところでございます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業に要する費用を新たに1億3,300万円計上しており、一般会計で計上しております市町が実施する健康づくり事業への支援と合わせ、高齢者の保健事業に取り組んで参ります。

次に、議案第8号は、滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴い、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する団体数が減少し、退職手当組合規約の一部改正が必要となりますことから、退職手当組合の構成団体である当広域連合において議会の議決を求めるものがございます。

以上、8件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

○議長（野村昌弘君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第1号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第1号「令和元年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いいたします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） 起立全員と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可

決されました。ありがとうございます。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第2号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第2号「令和元年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第3号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第3号「滋賀県 後期高齢者医療 広域連合 第4次広域計画の作成について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第4号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

す。

(起立全員)

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第5号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第5号「滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

(起立全員)

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第6号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第6号「令和2年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（野村昌弘君） ありがとうございます。ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第7号に対する通告による討論はございません。これをも

って討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りをいたします。

議案第7号「令和2年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第8号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第8号「滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(野村昌弘君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長(野村昌弘君) 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。

順次質問を許します。その順位は一般質問通告一覧のとおりであります。

質問にあたっては、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは通告第1号 10番、谷畑英吾議員。

○10番(谷畑英吾君) はい。

○議長(野村昌弘君) 10番、谷畑英吾議員。

○10番(谷畑英吾君) それでは、議長のお許しを得まして一般質問を行います。

通告しておりますのは、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」でござ

います。先ほどの広域連合長のご挨拶の中にもありましたように、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が始まることとなっております。現在の医療保険制度におきましては、75歳を境に国民健康保険をはじめとする前期高齢者と後期高齢者医療保険による後期高齢者については、分けて対応がなされてきているところでございます。しかし、この制度が始まった平成20年度から比べますと、被保険者の数が逆転しつつあり、財政運営についても見直しが必要であると考えられるところでございます。こうした中で、政府は介護保険との連携を求めてきている訳でありますけれども、後期高齢者の介護予防につきましては、前期高齢者からのフレイル対策も重要でありまして、こうした全体を通じた改革が必要とされてきているところでございます。そこで、広域連合長として、令和2年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、課題と考える点は何かということをお伺いをいたします。

二点目といたしまして、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、企画調整を行う専属の職員を配置することとされておりました、専門職としての保健師の配置が求められているところでありますけれども、専任の職員を配置しなければ交付金を交付しないということになれば、これは、平成12年に行われました地方分権改革一括法で改正された地方自治法の補助金見直しや必置規制見直しに反することになるのではないかと考えておりますけれども、広域連合長としての所見をお伺いをいたします。併せまして、国に対して一定の緩和措置を求める考えがあるのかどうかについてもお伺いをさせていただきます。以上でございます。

○議長（野村昌弘君） はい、それでは答弁を求めます。

○広域連合長（橋川 渉君） はい。

○議長（野村昌弘君） 橋川広域連合長。

○広域連合長（橋川 渉君） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における課題についてのお尋ねでございますが、この事業を進めるためには、健診・レセプトのデータ等を分析しコーディネートして、該当する高齢者への個別支援や健康教育・健康相談等を行うこととなりますが、全ての市町村において令和6年度までに実施することとなりますと、これに必要な財源の確保と人的体制の確保等が課題であると考えております。この事業を後期高齢者医療広域連合から市町村へ委託する経費につきましては、令和2年度、国

からの特別調整交付金が財源の一部となりますが、それ以降においても安定財源として必要額が確保されることが必要であり、また、市町村が使用するシステム等の環境整備に必要な経費についても国の財政支援が求められることが財源面の課題だと考えております。人的体制につきましては、実施する市町村において保健師等の医療専門職を配置することが国の特別調整交付金の交付基準になっておりますが、全ての市町村が医療専門職の人材を確保できるかが大きな課題でございます。また、保険料を注ぎ込んだ、この事業の実施により後期高齢者医療費の削減効果がどれだけあるのかについても検証は困難であると考えているところでございます。

次に、この医療専門職の配置が交付基準の要件になっていることは、地方分権一括法に照らし、補助金や必置規制見直しに反するのではないかとのお尋ねでございますが、医療専門職の範囲は一般的には幅広いものでありますが、厚生労働省が示す交付基準に関する質疑応答集によりますと、基本的には、企画調整等を担当する医療専門職は専任の保健師。地域を担当する医療専門職は保健師、管理栄養士、歯科衛生士を考えているとのことであり、まだ弾力性はあると思われませんが、国がこの基本的考えに拘泥すれば必置規制になるものと考えております。この交付基準では、先に述べましたとおり人材の確保が困難であり緩和措置が必要であると考えておりました、既にその旨を11月14日に全国後期高齢者医療広域連合協議会より厚生労働大臣あてに要望書を提出したところでございます。今後あらゆる機会を通じて働きかけて参ります。

○議長（野村昌弘君） 以上で、通告による発言は終了いたしました。よって、一般質問を終結いたしました。

暫時休憩いたします。自席でお待ち下さい。

（午後2時53分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（野村昌弘君） それでは再開をいたします。休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいま追加議案が提出されました。お諮りをいたします。

この際、提出されました議案第9号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村昌弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加日程第1）

○議長（野村昌弘君） 追加日程第1、議案第9号を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（橋川 渉君） はい、議長。

○議長（野村昌弘君） はい、広域連合長。

○広域連合長（橋川 渉君） それでは、議案第9号につきまして説明をさせていただきます。

専任副広域連合長である松井繁夫副広域連合長から本年3月31日をもって退任する旨の申し出がありましたので、これを受理いたしました。ついては、その後任として仁科芳昭さんを副広域連合長に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村昌弘君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第9号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、谷畑議員。

○10番（谷畑英吾君） 副広域連合長候補については、各市町に広く公募されたと思いますけれども、選考基準でありますとか選考のプロセスはどうであったのかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（野村昌弘君） はい、ただ今の質問に対して答弁をお願いします。

○広域連合長（橋川 渉君） はい、議長。

○議長（野村昌弘君） はい、広域連合長。

○広域連合長（橋川 渉君） 副広域連合長の選任につきましては、まずもって全ての市町に対しまして公募をさせていただきました。その結果、複数の市、団体から応募がございましたので、選任については書類選考をさせていただいたところではありますが、選任の基準につきましては、こういった経験を持っておられるのか、また、知識等といった点について、副広域連合長として適任であるかどうか、そういった点について私と副広域連合

長とで協議させていただいて、今回ご提案申し上げました方が最適任であると判断をし、今回ご提案をさせていただいたところでございます。

○議長（野村昌弘君） はい、谷畑議員。よろしいですか。

それでは、他にご質問、ご意見ございませんか。

○14番（藤澤直広君） はい。

○議長（野村昌弘君） はい、藤澤議員。

○14番（藤澤直広君） ただいま選考経過の説明があったわけですが、仁科氏の略歴を披露いただけないでしょうか。

○議長（野村昌弘君） はい、ただ今の質問に対して答弁をお願いします。

○広域連合長（橋川 渉君） はい、議長。

○議長（野村昌弘君） はい、広域連合長。

○広域連合長（橋川 渉君） 経歴、略歴でございますけれども、仁科芳昭さんにつきましては、昭和58年4月に栗東市に奉職をされました。その後、様々な部局を経験をされて参られたわけでありまして、課長級としては財政、総務関係。そして部長級としては総務部長、市民政策部長を歴任されたということでございます。

○議長（野村昌弘君） はい、ありがとうございます。

他にございませんか。質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村昌弘君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第9号「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

ここで本年3月31日をもって退任されます松井副広域連合長からご挨拶を求められております。これを許可をさせていただきたいと思います。

○副広域連合長（松井繁夫君） 議長、副広域連合長、松井。

○議長（野村昌弘君） 松井副広域連合長。

○副広域連合長（松井繁夫君） 大変お疲れの中、時間を頂戴いただきましてありがとうございます。この度3月31日付けをもちまして副広域連合長の職を退任をいたします。平成27年4月に就任以来5年間でしたが、橋川広域連合長、伊藤副広域連合長のもと各議員のご指導、ご支援、ご協力を賜り当広域連合の事業がスムーズに遂行できましたことに厚くお礼を申し上げます。振り返ってみますと、まず一番に保険料率の改定について特に第6期保険料率、平成30年度、令和元年度では準備基金を20億円取崩しを行いまして被保険者を最優先に考えて対応をいたしました。次に債権管理条例の策定について、マニュアル化を図り弁護士を活用した第三者求償事務の債権保全と徴収に努め滋賀方式を確立し、全国に先駆けて実施をさせていただきました。保険料の徴収率につきましても全国上位に入っております。次に保健事業の積極的な取組みでございますが、市町と共同で実施をし、インセンティブ交付金では平成30年度全国一位を確保いたしました。また令和元年度につきましても速報でございますが全国一位になる予定でございます。常に新規事業につきましては積極的に実施をし、継続事業につきましては迅速、的確に対応できるよう取組んで参りました。これらのことができましたのも良き上司また職員に恵まれ、理解ある議員のご支援の賜物と心から感謝を申し上げる次第でございます。最後になりましたが多くの方々と貴重な時間を共有することができましたことに感謝をし、皆様方のご健康とご多幸をご祈念申し上げ私の退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（野村昌弘君） 松井副広域連合長ありがとうございました。大変お疲れ様でございました。益々のご健勝にてのご活躍を心からお祈り申し上げます。

これをもちまして令和2年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時06分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和2年2月4日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

野村昌弘

署名議員

小西理

署名議員

山本芳一